
工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の適用について

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項を適用します。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の適用について

- (1) 条項適用の対象とする資材・・・鋼材類と燃料油の2資材
- (2) 請負代金額の変更の考え方・・・対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

3. 適用開始日について

平成20年7月15日より適用する。

4. その他

国の運用基準に基づき、単品スライド条項の運用を行います。